

令和3年6月28日

長野地方最低賃金審議会委員 各位

長野地方最低賃金審議会 会長

令和3年度長野地方最低賃金審議会における実地視察について

最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会が最低賃金の改正決定の調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くもの」となっており、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)では、従来、当該意見聴取を実地視察の場において実施してきたところであります。

しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から実地視察における「3つの密」(密閉空間・密集場所・密接場面)状態からの感染リスクが高く、実地視察の実施は適当でないと判断して、実施を見送ったところであります。

今般、標記について検討した結果、6都府県の緊急事態宣言が令和3年5月31日まで延長され、まん延防止等重点措置の区域及び期間も拡大、延長されるなど、国内における新型コロナ感染症の感染拡大状況を踏まえれば、感染リスクが大きいと预料されるため、実地視察を実施することは適当でないと判断し、令和3年度も審議会委員による実地視察は実施しないことといたします。

なお、実地視察に代わる関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましては、令和2年度と同様、長野労働局長の改正諮問後に、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づく意見聴取に関する公示を行い、公示期間中に意見の提出がなされた場合には、審議会で見解書の配布を行うとともに、実地視察に代わる意見聴取として、関係労働者及び関係使用者を審議会へ招致の上、直接意見陳述してもらうことにより、最低賃金改正決定等に係る意見を聴くことといたします。

参考 関係法令

【最低賃金法第 25 条第 5 項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

【最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項】

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

【最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項】

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む。)に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。